

事業計画の概要

事業の全体計画

産業廃棄物処分業

産業廃棄物収集運搬業

特別管理産業廃棄物収集運搬業

(営業区域・許可品目は別紙許可一覧表の通り)

廃棄物の種類ごとの収集運搬量及び処分量 (計画)

廃棄物の種類	収集運搬量		処分量
	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物	産業廃棄物
廃プラスチック類	56.417 t / 月	—	0.931 t / 月
金属くず	1.470 t / 月	—	—
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	1.462 t / 月	—	—
混合物 (廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、金属くず)	64.976 t / 月	—	—
汚泥	7.639 t / 月	—	—
廃油	1.560 t / 月	—	—
紙くず	—	—	—
木くず	20.436 t / 月	—	—
繊維くず	—	—	—
動植物性残さ	6.813 t / 月	—	—
がれき類	0.133 t / 月	—	—
石綿含有廃棄物	0.016 t / 月	—	—
廃蛍光管 (ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず・金属くず)	0.407 t / 月	—	—
廃乾電池 (金属くず、汚泥)	0.389 t / 月	—	—
廃酸	—	—	—
廃アルカリ	—	—	—
感染性産業廃棄物	—	20.675 t / 月	—
引火性廃油	—	0.654 t / 月	—
引火性廃油 (有害)	—	0.020 t / 月	—
強酸 (強硫酸)	—	0.004 t / 月	—
強アルカリ	—	—	—

事業計画の概要

収集運搬

廃棄物の種類や性状に応じた車両を使用し、法令を遵守した安全・迅速・適正な収集運搬を行っています。また、社内連携を強化しながら収集ルートや運搬方法を継続的に見直すことで、効率的で無駄のない運搬体制を構築し、積替え保管を適切に行いながら、各処分業者への円滑な搬入を行います。

下水道管から吸引した汚泥については、鳥取市が指定する処分場へ適正に搬入し、法令に基づいた処理を行っています。また、油脂類などを含む汚泥については、性状に応じて中間処理業者へ委託し、適正かつ安全な処理を実施しています。

中間処理

事業所等から収集した廃発泡スチロールは、中間処理施設において減容処理を行い、再資源化を推進しています。

回収から処理までを適切に管理し、資源の有効活用と廃棄物の削減に取り組むことで、環境負荷の低減と循環型社会の形成に貢献しています。

最終処分

施設の適正な維持管理を継続するとともに、関係法令を遵守し、周辺環境への影響防止に努めています。

環境保全措置の概要

収集運搬にあたっては、廃棄物の種類や性状に応じた車両および収集容器を使用し、飛散・流出防止対策を徹底するとともに、積み込みから運搬、搬入までの各工程を適切に管理し、安全かつ適正な収集運搬を行っています。運搬車両は日常的な点検整備・洗浄を実施し、安全性や衛生管理の徹底、騒音・悪臭の防止など周辺環境への配慮にも努めています。また、中間処理施設および最終処分場では、関係法令に基づく適切な維持管理と定期的な環境測定を行い、安全で安定した施設運営を継続しています。さらに、ISO14001に基づく環境マネジメントシステムを推進し、環境負荷の低減や資源の有効活用、適正処理の徹底を通じて、良好な地域環境の保全に貢献しています。